

2022年1月31日

ネオファーマジャパン株式会社

SBI ファーマ社による不動産仮差押命令申立て取り下げのお知らせ

この度、題記の事案におきまして、SBI ファーマ株式会社（以下、SBI ファーマ社）の都合により申立てが取り下げられましたのでお知らせいたします。

本件は、SBI ファーマ社と当社間において合意された取引に関し、SBI ファーマ社が、既払い金の返還請求権を被保全権利として有すると主張し、東京地方裁判所に、当社が保有する袋井工場の土地の仮差押え（以下「本件仮差押申立て」といいます。）を申し立てた事案であり、同年3月4日、東京地方裁判所により不動産仮差押決定（以下「本件不動産仮差押決定」といいます。）がなされておりました。

これに対し、当社は、令和3年6月25日、本件不動産仮差押決定の取消し及び却下を求めて、東京地方裁判所に保全異議の申立てを行いました（以下「本保全事件」といいます。）。当社といたしましては、本保全事件の裁判手続が進む過程において、SBI ファーマ社の申立てに理由がなく、当社側の主張が全面的に認められるものと確信しておりました。そのような中で、当社は、本保全事件は令和4年1月14日の審尋期日をもって審理を終結し、裁判所から間もなく決定がなされるところであったにもかかわらず、SBI ファーマ社が、決定の直前に、突然に本件仮差押申立てを取り下げ、仮差押えの効力を自ら消滅させたことに当惑しております。

今後とも、SBI ファーマ社とのその他係争案件につきましても、起因となる争点は共通しておりますので、従来通り粛々と対応して参ります。

【背景】

本件は、2020年11月、SBI ファーマ社と当社間で合意した5-ALA 原体（5-アミノレブリン酸リン酸塩）の取引を起因としております。当時、SBI ファーマ社は、占有改定の方法により当社から既に引き渡していた5-ALA 原体に関し、引渡しを受けていない旨の主張とともに、既に支払われていた代金の返還を請求してきました。

その後、SBI ファーマ社は、東京地方裁判所に5-ALA 原体の代金の返還請求権を被保全債権として、当社が保有する袋井工場の土地の仮差押えを申し立てました。

また、SBI グループは、この仮差押え申立てを発端とし、株式会社清水銀行から当社に対する債権（以下「本債権」といいます。）の債権譲渡を受け、その後、本債権を被保全債権として、袋井工場に対して担保不動産競売を申し立てておりました。なお、この不動産競売については、当社が本債権について全額弁済を行ったため、SBI グループにより袋井工場に係る抵当権の抹消と競売申立ての取下げがなされております。

<お問い合わせ先>

ネオファーマジャパン株式会社 人事総務部 総務グループ
(東京都千代田区麹町 6-2-6 PMO 麹町 2 階)

E-mail : info@neopharmajp.com